

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案について

1. 背景

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）による電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の改正により、主に電気通信回線設備を設置する基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者等の電気通信事業者に貸し出す鉄塔等提供事業及び当該事業について土地等の使用権の設定等に関する特権を付与する認定制度が創設された。

改正法を受け、都市計画に定められる各種地区計画の区域内において建築物の建築、工作物の建設等の行為を行おうとする者は、下記①～⑤の省令で規定する、当該義務の対象外となる行為（※）を除き、市町村長に対して行為の種類等を届け出る義務が課されているが、認定鉄塔等提供事業の公益性等の事業の性質に鑑み、認定鉄塔等提供事業者が認定鉄塔等提供事業の用に供する施設の設置又は管理に係る行為については、地区計画等の区域内における建築物その他の工作物の新築等の行為の届出を要しないものとする必要がある。

（※）公益上必要な事業の実施に係る行為で地区計画等の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもののうち、用途上又は構造上やむを得ないもの

- ① 都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 43 条の 7
- ② 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和 55 年建設省令第 12 号）第 8 条
- ③ 集落地域整備法施行規則（昭和 63 年建設省令第 2 号）第 1 条
- ④ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成 9 年建設省令第 15 号）第 24 条
- ⑤ 国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成 20 年国土交通省令第 91 号）第 6 条

2. 概要

上記①～⑤の省令の規定それぞれにおいて、地区計画等の区域内における建築物その他の工作物の新築等の行為の届出を要しない行為として、認定鉄塔等提供事業者が認定鉄塔等提供事業の用に供する施設の設置又は管理に係る行為を追加する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 5 月上旬

施 行：令和 8 年 5 月下旬（改正法の施行日と同日）